

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター  
成果有体物取扱規程



国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター成果有体物取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）の職員等がセンターの業務として作製した成果有体物の取扱い等を規定することにより、成果有体物の適正な管理、外部機関との円滑な研究協力及びセンターの研究促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「職員等」とは、次に掲げるものをいう。

イ センターの職員及び非常勤職員

ロ イに掲げる職員以外の者であって、従事する業務と作製した成果有体物の取扱いにつき、センターと契約を締結している者

(2) 「その他の研究者等」とは、職員等以外の者であって、教育、研修及び研究を目的としてセンターが受け入れている者をいう。

(3) 「成果有体物」とは、職員等がセンターの業務として、又はその他の研究者等が職員等の指導に基づき研究活動の一環として、創作、抽出又は取得したものであって、有形かつ学術的・技術的価値を有するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。

(4) 「作製」とは、成果有体物の創作、抽出又は取得をいう。

(5) 「提供」とは、成果有体物を有償又は無償で外部機関において使用させるために譲渡又は貸与することをいう。ただし、分析依頼のための譲渡又は貸与及び特許出願のための生物寄託を除く。

(6) 「施設長」とは、神経研究所、精神保健研究所、トランスレーショナル・メディカルセンター、メディカル・ゲノムセンター、脳病態統合イメージングセンター、認知行動療法センター、病院及びその他、センターの理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める組織の長をいう。

2 この規程において、成果有体物が増殖・繁殖可能なものである場合には、その子孫・増殖物も成果有体物とみなす。

3 この規程及び関係書類等において、「標品」、「有体物」等の表現がふさわしくない場合は、柔軟に対応する。

(帰属)

第3条 成果有体物の所有権及び成果有体物にかかる全ての権利は、特段の定めがない限りセンターに帰属する。また、成果有体物を一部改変したものについても、原成果有体物の権利者たるセンターの権利が及ぶものとする。

(管 理)

第4条 職員等は、成果有体物を作製したときは、適正に管理しなければならない。

(届 出)

第5条 職員等は、成果有体物について次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより、当該成果有体物につき速やかにセンターに届け出なければならない。

- (1) 作製した場合
- (2) 提供する場合
- (3) 外部機関から成果有体物を提供するよう要請があった場合
- (4) 有償で提供を行う用意がある場合
- (5) その他届出が必要であると判断した場合

2 届出は、所定の様式により行うものとする。

(処 理)

第6条 センターは、前条の届出を受理した時は、速やかに第16条に規定する委員会を開催し処理するものとする。

(施設における管理)

第7条 施設長は、第11条により提供した成果有体物について適正に管理しなければならない。第13条により譲渡又は貸与を受けた第三者の成果である有体物についても同様とする。

(成果有体物提供契約)

第8条 センターは、成果有体物を提供するときは、提供先と成果有体物の提供に関する契約を締結するものとする。当該契約における契約書の雛形は、別に定め、柔軟に対応する。

2 提供する成果有体物に第三者の知的財産権等の権利が含まれていることが明らかである場合、センターは、第三者の権利を侵害しないよう適正な成果有体物提供契約を締結するものとする。

3 理事長は、前各項に係る契約事務を第三者に委任することができる。

(学術・研究開発を目的とする提供)

第9条 センターは、学術・研究開発を目的とする成果有体物を提供する場合は、提供先との間で成果有体物の提供に関する契約を締結した後、成果有体物を提供先に有償で提供することができる。

2 センターは、理事長が必要と認めた場合は、成果有体物を提供先に無償で提供することができる。この場合、センターは、当該提供に係る成果有体物の作製及び提供に必要な経費を、成果有体物の提供先から徴収することができる。

(産業利用・収益事業等を目的とする提供)

第10条 センターは、産業利用・収益事業を目的とする成果有体物を提供する場合及び前条の目的以外を目的とする成果有体物を提供する場合、提供先との間で成果有体物の提供に関する契約を締結した後、成果有体物を提供先に有償で提供することができる。

(提供の決定)

第11条 第9条又は前条に基づく提供の決定は、理事長が行うものとする。ただし、理事長は、第9条又は前条に基づく提供の決定を施設長に委任できるものとする。

(収入の分配)

第12条 センターは、成果有体物を提供することにより収入を得たときは、作製及び提供に必要な経費を控除の上、収入総額の70%を所属する研究部の活動経費に、収入総額の20%をセンターの経費に、収入総額の10%をトランスレーショナル・メディカルセンターの活動経費に分配する。

(第三者の成果有体物)

第13条 センターは、第三者の成果である有体物の譲渡又は貸与を受ける場合、適正な成果有体物提供契約を締結するものとする。

2 前項に基づく受入れの決定は、理事長が行うものとする。ただし、理事長は、当該受入れの決定を施設長に委任できるものとする。

(守秘義務)

第14条 職員等は、成果有体物に関して、その内容並びにセンター及びその職員等の利害に関係ある事項について、必要な期間、それらの秘密を守らなければならない。

2 前項の規定は、職員等がセンターを退職した後も適用するものとする。

(業務の委託)

第15条 センターは、成果有体物を提供する、又は第三者の成果である有体物の譲渡又は貸与を受ける場合、提供又は譲渡若しくは貸与に係る業務をTLO（技術移転機関）等の第三者に委託することができる。

(成果有体物審査委員会の設置)

第16条 この規程の目的を達するため、センターに成果有体物審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第17条 委員会は、理事長の諮問に応じ、この規程に定める事項及びその他の成果有体物に関する重要事項について審議する。

2 委員長が必要と認めた場合には、メール又は書面による持ち回り決議により決裁するこ

とができるものとする。

(組織及び運営)

第18条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうち理事長が指名する者により構成されるものとする。

- (1) 神経研究所長
- (2) 精神保健研究所長
- (3) トランスレーショナル・メディカルセンター長
- (4) メディカル・ゲノムセンター長
- (5) 脳病態統合イメージングセンター長
- (6) 認知行動療法センター長
- (7) 副院長
- (8) 研究所の部長の職にある者
- (9) 総務部長
- (10) 企画医療研究課長

3 委員長は、神経研究所長の職にある者がこれにあたるものとし、委員会における会務を総括するものとする。

4 副委員長は、精神保健研究所長の職にある者がこれにあたるものとし、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行するものとする。

5 委員長は、必要があると認める場合は、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委 任)

第19条 この規程に定めるもののほか、成果有体物の取扱いについて必要な事項については、理事長が委員会の審議を経て定めるものとする。

(庶 務)

第20条 委員会の庶務は、企画経営部企画医療研究課において処理する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第2号)

(施行期日)

この規程は平成27年4月1日から施行する。